

前橋市告示第699号

一般廃棄物処理実施計画（令和2年前橋市告示第326号）の一部を次のように改正し、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年前橋市条例第8号）第2条の規定により次のように告示します。

令和2年12月15日

前橋市長 山本 龍

【ごみ処理計画】4の一般廃棄物の収集の収集方法、処分方法の（10）一般廃棄物の区域外処分等の①を次のように改める。

【ごみ処理計画】

4 一般廃棄物の収集の収集方法、処分方法

（10）一般廃棄物の区域外処分等

①市外で排出された一般廃棄物の市内処分は、次のとおりとする。

排出事業者	高崎市	沼田市
種類	廃蛍光管	廃蛍光管
排出量	20t/年	4t/年
収集運搬業者	(株)ナカダイ	(株)ナカダイ
処分の場所	前橋市駒形町1326-1	前橋市駒形町1326-1
処分業者	(株)ナカダイ	(株)ナカダイ
処理方法	破砕	破砕
処理期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

排出事業者	玉村町	渋川市内のベルク渋川店他1店舗
種類	枝木、木質家具類、畳	可燃ごみ（食品廃棄物）
排出量	520t/年	28t/年
収集運搬業者	企業組合群馬中高年雇用福祉事業団	(株)丸越
処分の場所	前橋市力丸町487-1	前橋市富士見町赤城山字上横道1204-1663
処分業者	(株)ログ	リプロテック(株)
処理方法	チップ加工 バイオマス燃料化	堆肥化
処理期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

排出事業者	吉岡町内のフレッセイ吉岡店他1店舗	渋川市
種類	可燃ごみ（食品廃棄物）	廃蛍光管
排出量	6 t／年	1.7 t／年
収集運搬業者	(株)丸越	渋川市
処分の場所	前橋市富士見町赤城山字上横道1204-1663	前橋市駒形町1326-1
処分業者	リプロテック(株)	(株)ナカダイ
処理方法	堆肥化	破砕
処理期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和2年6月1日から 令和3年3月31日まで

排出事業者	(株)豊田工務店
種類	根株
排出量	10 t／年
収集運搬業者	(株)豊田工務店
処分の場所	前橋市泉沢町1250-6
処分業者	株式会社オダワラ
処理方法	チップ化
処理期間	令和2年12月14日から 令和3年3月25日まで